

特集 体育事故と学校体育の周辺

学校事故をめぐる法律問題



名古屋大学助教授
佐々木 享

一、学校事故と学校災害

①学校事故 学校事故とは何かについてはさまざまな議論があり、一般には「学校をめぐる発生する種々の事故を総称したもの」とされている。このような意味での学校事故には、児童・生徒を被害者とする事故のほか、学校の火災、天災事故、校舎等の破損・盗難等の物品管理上の事故、教師の非行などの事故、教育活動に関連した事故による教師(場合によってはPTA会員など)の負傷・死亡等の事故までふくまれている。学校統廃合をめぐる裁判事件を学校事故にふくめている場合もみられる。しかし、本稿では、「学校事故」を学校という教育の場において生じた、生徒・児童を被災者とする事件に限定して考察したい。

②学校災害 ところで、近年、学校事故に関連して「学校災害」なるタームがしばしば用いられることが注目される。学校災害は、そのほとんどの場合、学校という教育の場で生起する児童・生徒の災害を意味している。このタームが誰によって使われたのか今は審かにしないが、これを一般化するうえで最も重要な役割を果たしてきたのは、「学災法」の制定運動をすすめるためてきた大宮市議会であった。日本教育法学会は、一九七〇年の創立当初から、教育問題としての学校事故とその被害者救済法制の現状と問題点に着目してきたが、七三年の第三回総会において「学校事故問題研究特別委員会(略称、事故研)」を設けて共同研究にとり組んできた。事故研における関心の焦点は広い意味の学校事故ではなく、本稿でとりあげようとする生徒・児童を被災者とする事故にあった。事故研は、七七年三月の総会で、学校事故の被災家庭を完

全に救済しようとする二つの立法案をまとめ、後述するように、これを事故研報告として七七年四月二日の日本教育法学会総会に発表した。

本稿の主題の一つである「学校事故」と右に指摘した「学校災害」とは、ほぼ同一の事象を意味するものとみてさしつかえないと思われる。じゅうぶん厳密に区別して使い分けられているわけではないが、兼子仁教授が示唆しているように、従来からひろく慣用されてきた「学校事故」というタームには、事故原因の探求、法律上の責任の解明などのニュアンスがふくまれるのに対し、労働災害といういい方が災害補償と結びつけられていることを考慮すれば、学校災害といういい方は、学校災害補償といういい分けにみられるように救済問題と結びつけやすいニュアンスをふくんでいるといえよう。

③増加する学校災害 近年、学校事故件数は増加の一途を辿っていることが注目されている。日本学校安全会の行う災害共済給付の対象は、右にいう学校事故のほぼすべてにわたるとみられるが、その給付実績を一九七五年度についてみれば、負傷・疾病は八九万件におよび、廃疾は五六八件、死亡は二四七件である。小学校・中学校・高等専門学校は九九%以上、日本学校安全会に加入しているが、同年度の他の校種の加入率は高校八九・二%、幼稚園七四・四%、保育所八七・一%であり、学校事故件数は右の数字をさらに上まわっていると考えられる。このように頻発している学校事故のうち、死亡・廃疾のような重大災害のごく一部が裁判になっている。被災者救済の不じゅうぶんに着目した日弁連の調査によれば、学校事故による死亡・重障害者のうち訴訟を提起したのは僅か三%に過ぎないとされている。事故件数に對比してみれば極めて少ないにしても、裁判例の数とその質に着目する

ならば、学校事故問題は教育に固有の条理によって解明されるべき教育法学上の一つの重要な問題領域を形成している。(10)

④学校事故の法律問題 裁判例に現われた学校事故の法律問題としては、民事上の損害賠償をめぐる諸問題、および刑事上の過失責任問題が顕著である。このほか、学校事故に関して過失をおかした教職員にたいする行政処分ないし懲戒処分の問題がある。これらは、それぞれ、民事上、刑事上、行政法など実定法によって律せられているが、このほかに、近年、学校災害にたいする被災者救済法制ないしその立法化、学校事故を未然に防止する教育条件整備に関する「学校安全法」とも称すべき法制の立法化、なども学校事故をめぐる法律問題としての自覚化されるに至っている。

(1) 永井憲一「学校事故問題研究の重要性と理論的課題」『ジュリスト』第五九八号、一九七五年一月五日、平原春寿「わが国における学校事故救済法制史」『ジュリスト』同上。

(2) 木田安隆監修、供正市・七田基弘・植木浩・吉村澄一「学校事故の法律相談」一九六二年、学陽書房、一ページ。この部分の執筆は俵。

(3) 文部省初等中等教育局地方課編「学校事故関係裁判例集」一九七一年、第一法類。

(4) 今村威和「学校事故と法的責任」『裁判教育法』第四号、一九七二年六月、四ページ。のち、同「人間と裁判」一九七三年、北海道大学図書刊行会、二五二ページ。上井長久「学校事故に関する裁判の動向と問題点―その損害賠償責任について」『ジュリスト』第五九八号、一九七五年一月五日号、三五ページ。利倉信義・池田恒男「教育法と民法」、有倉達吉編『教育法学』一九七六年、学陽書房、六四ページなど。

(5) 拙稿「子どもの学校災害とその救済」一九七五年、日本母親大会連誼会、関川鉄英「激化する学校災害と日本学校安全会」、石橋竜夫「学校災害の補償をめぐる諸問題」、大沢百合子「東京における学校災害とその原因」、千葉宏「大宮市の『学災法制定運動』」、いずれも『議会と自治体』一九七〇年一月号。拙稿「学校災害と日本学校安全会法」、斎藤清治「学災法制定運動がよびかけるもの」、いず

れも『裁判教育法』第二〇号、一九七六年七月、斎藤清治「学災法制定運動の現状と課題」、日本教育法学会『学習権実現の今日的課題』一九七七年、有斐閣。

(6) 永井憲一「学校事故問題研究特別委員会の設置について」『日本教育法学会ニュース』第六号、一九七三年七月。市川須美子「学会初の共同研究として―事故研活動報告」『裁判教育法』第四号、一九七四年二月。同「日本教育法学会学校事故問題研究特別委員会について」『教育』一九七五年三月号。永井憲一「学校事故問題研究の課題」、日本教育法学会「地域住民と教育法の創造」一九七五年、有斐閣。一九七六年三月の第六回定期総会における「学校事故救済法制のあり方」をめぐる報告・討論については日本教育法学会『学習権実現の今日的課題』一九七七年、有斐閣を参照。

(7) 詳細は『日本教育法学会年報』第七号に収録の予定。さしあたり、兼子仁「学校事故の補償立法」『朝日新聞』一九七七年四月三〇日付参照。

(8) 永井「ジュリスト」第五九八号、二〇ページ、拙稿「子どもの学校災害とその救済」一一ページ。

(9) 『昭和五一年度、日本学校安全会要覧』による。

(10) 日本弁護士連合会人権擁護委員会学校災害補償調査研究委員会「学校災害補償に関する調査報告書」一九七七年一月、九ページ。日本弁護士連合会「資料」『学校災害補償法』制定促進に関する決議および調査報告書(中間)、『裁判教育法』第二二二号、一九七六年二月、一四二ページ。兼子仁「教育権の理論」一九七六年、勁草書房、二二二ページ。

二、学校事故をめぐる法律上の過失

①民事上の責任と刑事上の過失 学校事故をめぐる行なわれてきたこれまでの裁判は、その大部分が被災者および家族による損害賠償請求訴訟で、このほかに少数の刑事上の責任を問うた裁判がある。賠償請求訴訟においても刑事裁判においても、教師の過失の有無が問われるが、両者における法律上の過失は法的には相互に無関係である(後述するように、損害賠償請求訴訟では法的には過失を問わない場合があり得る)。

たとえば、一九五五年七月に津市立中学校の臨海学校において生徒三六名が溺死した事件に關して、刑事裁判(『判例時報』一五六号)において、校長・教頭・体育主任にたいして注意義務違反の過失が認定され、業務上過失致死罪で有罪とされ、二審においては(『判例時報』二六三号)過失を認める証拠不十分として無罪とされた。他方、同一事件をめぐる損害賠償請求訴訟においては(『判例時報』四四六号)、教職員および教育委員会の過失が認められ、原告の請求が認められている。被告津市はこれを不服として控訴したが七〇年七月に職権和解が成立した。同一事件に關して、一方の裁判で過失が認定され、他方では否認される場合があり得るのである。

判例の実際についてみれば、損害賠償請求訴訟においては、教職員あるいは教育委員会の過失が認定されている例は少くないが、同一事故に關して刑法犯容疑で起訴される例は極めてまれである。

また、学校事故に關連した教職員の行政処分としては、刑事事件に關して起訴された公務員が休職とされる場合、刑事事件で有罪が確立した場合の処分はあるが、一般には、賠償請求訴訟における過失の認定と行政処分とは連動するものではない。

以上のように、学校事故をめぐる法律上の過失は、民事事件、刑事事件、行政処分のそれぞれにつき別個に考察すべき性質の問題である。本稿では、学校事故をめぐる訴訟としては大多数を占める損害賠償請求訴訟における教職員等の法律上の過失の問題についてのみ考察をすすめる。

②民事上の過失責任 本稿でいう「過失」は、法律上のそれ、つまり注意を欠いて結果の発生を予見しないことをさし、『国語辞典』などにみられる「あやまち」と同義ではない。ことさらに法律上の過失とい

ているのはそのためであるが、同時に以下に述べるような理由もある。

一般に、不幸にして痾疾・死亡のような重大な学校事故が発生してしまった場合に、被災者あるいはその家族が、同種の事故の再発を防ぐためにもまた人情としても（とくに死亡の場合）事故の真因を明らかにしたく思うのは当然である。また、子どもの健全な成長・発達をねがって送り出している学校で事故にあつたとすると、法律論は別として、一定の補償を得たく思うのは当然である。とくに被災者が半身マヒとか植人物人間になつてしまつたなど重症に陥つた場合には、医療のために生涯にわたつて重大な負担をしなければならぬからなおのこと補償を求めらるることになる。しかし一般には、学校事故に関して学校設置者が、すすんであるいは求められて賠償をすることは極めてまれでしかない。これまでのところ、最も一般的な救済制度である日本学校安全会の行なう給付は、一九七七年四月から増額されたといつても、痾疾見舞金が四〇〇万円以下、死亡見舞金が三〇〇万円と極めて零細なものである。これらの事情から、全体としてはなお少ないとはいへ、近年、学校事故をめぐる損害賠償請求訴訟は増加の傾向にあるといわれる。

一般的には、学校事故をめぐる損害賠償請求訴訟の増加は、父母の人権感覚の伸長の一端をしめすものとして歓迎すべきものであるように思われる。

現行法制度のもとにおいては、学校事故の損害賠償請求訴訟は、多くの場合、不法行為による過失責任論に立脚している一般法である民法七〇九条（教師の故意または過失による不法行為による賠償）、七一五条（教師の使用による代理責任）、あるいは国家賠償法一条（公務員である教師の不法行為による国又は公共団体の責任による賠償）に基いて行なわれる。（こ

のほかに、民法七一九条、国賠法二条、あるいは民法四一五条による請求訴訟がある。）民法七〇九条による場合に当の請求相手である教師の過失を立証しなければならぬのは当然としても、最も一般的なかたちと思われる民法七一五条あるいは国賠法一条による場合には、請求の相手（被告）は学校設置者であるが、原告側は、この場合にも訴外である教師の過失の存在を立証しなければならぬ。

国賠法一条に関しては教育という営為が同法の「公権力の行使」にあたるか否かをめぐつていくつかの説があるが、判決例の多くは適用を認めているので、学校事故をめぐる損害賠償請求訴訟の成否は、教師の過失が立証できるか否かにかかっているとつても過言ではない。このように教師の過失の立証は、学校事故損害賠償請求訴訟を成立させるための不可欠の要件ではあるが、民法七〇九条による場合を除くと、教師個人の過失の立証を直接の目的とするものではない。「法律上の過失」と称する所以であつて、教師にはこの間の事情を正確に理解することが求められているといえよう。

③教職員への賠償請求 もちろん、一部には教師に著しい不手際があつたことに着目して、原告側が学校設置者への請求とあわせて民法七〇九条によつて教師個人に賠償を請求する場合があるが、これまでのほとんどの判決例は、民法七一五条あるいは国賠法一条による使用者責任を論じており、教師の賠償責任が認められている判決例はないわけではないが例外に属するといつて過言ではないように思われる。すなわち、通説・判例は、国賠法一条は国又は公共団体の代位責任を定めたものと解しているので、同条に基づく国又は公共団体の賠償責任が成立する場合には、教師個人にたいする請求は否定されるのである。

④物的瑕疵 なお法律論としては、私立学校の場合には民法の七一九条により、国立学校の場合には国家賠償法二条により、「土地ノ工作物ノ設置又ハ保存ニ瑕疵アルニ因リ」（民法七一九条）あるいは「公の营造物の設置又は管理に瑕疵があつたため」（国賠法二条）に他人に損害を与えた場合には損害賠償しなければならぬとされているので、事故が施設設備の物的欠陥によつて生じたことが明白な場合の損害賠償請求訴訟においては、教職員の法律上の過失の有無は問われることはない。しかし実際の訴訟においては、民法七一九条、あるいは国賠法二条による勝算の見とおしがある場合でも、民法七〇九条、同七一五条、あるいは国賠法一条による請求を併記する場面が多いので、賠償請求訴訟においてはほとんどの場合に教職員等の法律上の過失が問題となるとみてよい。とくに、国賠法二条にいう「营造物の設置または管理の瑕疵」とは、营造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいい、これに基づく国及び公共団体の賠償責任については、その過失の存在を必要としないことが、学説・判例の認めるところであり、その营造物について、公の用に供せられる有体物をいい、国の無過失責任をできるだけ広く認めようとする立場から、動産をもふくめると解する学説・判決例が多いにたいし、民法七一九条にいう「土地ノ工作物」には土地に接合してない動産はふくまれないと解されるので、私立学校の方が過失の有無が問題となりやすいとみられる。

⑥過失責任の究極的所在 現行法制においては、学校事故の主たる原因が施設設備の不備に帰せられない場合、法律上の過失が賠償成立の要件となつてゐるとは前述のとおりであるが、この過失が教師個人など何人かに帰せられなければならぬかの如き不条理に着

目して、兼子教授は、「学校設置者による被害者救済を法的に可能ならしめる現行法解釈としては、学校管理責任者としての校長・教頭または理事などに、設置者の管理責任違背を代表するという形式的意味における『過失』を認定する」ことが求められようという注目すべき考え方をのべている。⁽⁵⁾

⑥教職員への救償 なお、国賠法一条二項により、学校設置者が賠償を支払った場合、教職員に重大な故意または過失があつて事故が起つたものであれば、学校設置者は当該の教職員に求償権を行使できるが、よほどの重大な故意によるのでない限り求償権が行使されることはないようである（民法七一五条三項についてもほぼ同様）。

⑦子ども同士の事故 学校事故には、学校という場であつたものであつても、直接には子ども同士の（たとえば遊びの）あいだに生じた事故もある。事故生起の態様にもよるので一概にはいえないが、このような場合には、民法七一五条や国賠法一条、あるいは民法七一七条や国賠法二条によらずに（これらを併記して要求する場合もある）、相手の子ども親の監督者責任と教師の代理監督者責任（民法七一四条一項二項）による損害賠償請求が行なわれている。多くの判例は、子ども「学校における教育活動およびこれと密接不離の関係にある生活関係に随伴して生じた不法行為」についてのみ教師に責任を認める考え方をとり、加害者の父母に監督責任を認めた判決はあるが、教師に代理監督者責任を認めた判例は未だ見あたらないといわれている。⁽⁶⁾

子ども同士の事故といつても、高校の柔道部における生徒間に起つた事故については、加害者たる生徒の賠償責任（七一四条）と学校設置者たる県の賠償責任（国賠法一条）の認められた判決（『判例時報』七七

九号）がある。この件の控訴は七七年四月二七日、棄却された。

- (1) この事件とその裁判の詳細については、伊藤寛『体育・スポーツ事故判例の研究』一九七二年、道和法律院 一八—四四ページを参照。
- (2) 今村、前掲『人権と裁判』二七四ページ。
- (3) 今村、同上書、二六五ページ。
- (4) 兼子、前掲『教育権の理論』二三九—二四〇ページ。
- (5) 利谷、池田、前掲書、六九—七〇ページ。

三、学校災害の救済法制を求める運動

①被災者の救済 学校災害に関する被災者の救済は、現行法制においては、日本学校安全会の行なう災害共済給付が最も一般的であるが、この給付が極めて不じゅうぶんなものであるため、これを補うものとして自治体等が学校災害見舞金支給制度を設ける例が近年増加の傾向にある。⁽¹⁾しかし、これらの支給額も、一般に、救済措置というには少額のものにすぎない。そこで、学校設置者側が学校安全会の給付と別に見舞金なり賠償金なりを自発的に支給するのでなければ、被災者は訴訟という手続きで賠償を請求することになるが、その場合には不法行為責任の法理が立ちはだかっていることは前述のとおりである。そうでなくても被災者側には学校側と争いたくないという心情があるために、多くは泣き寝入りしてしまっている。

しかし、全体としては少数であるにせよ、損害賠償請求訴訟は増大の傾向にあるといわれ、また、それらの判例は、「一般に被害者救済に熱心である」といわれている。⁽²⁾こうしたことから、近年、学校設置者あるいはその団体が賠償責任保険に加入する例が増加して

いる。この保険は、⁽³⁾掛金の額にもよるが日本学校安全会等の見舞金制度にくらべると支給額が大きいから、死亡・廃疾のような重大災害の被災者救済の意味はあるが、保険加入者、つまり学校設置者側に責任がある場合のみ給付されるのであるから、過失責任ないし施設の瑕疵の有無が問題となることは、損害賠償請求訴訟とかわるところはない。学校設置者側に責任のあることを認めるならば法廷で争わずに済むという意味があるし、学校設置側の経済上の負担が軽くなるところに存在意義があるといえる。

いずれにせよ、現行法制においては、学校災害の被災者は、学校設置者側に責任がある場合にしか救済されることはない。不法行為責任の法理が貫徹しているからである。

こうした事情から、近年、各方面から過失責任を問わない救済制度の強化、あるいは新しい救済制度の創設要求が強まっている。前者の方策としては、国庫助成をふくむ掛金の大幅な設置負担増によって見舞金支給額を被災者の人権保護としてじゅうぶんなだけ増額させるなどの日本学校安全会法の抜本的改正が考えられている。⁽⁴⁾不法行為論の法理に直接触れてはいないが、当面の改善策として重要な意味をもつと考えられる。

②救済制度創設要求の運動 これにたいし、新法制定によって無過失の賠償責任制度を創設すべきだという意見も各方面から強まっている。不法行為論によらない特別立法によるべきであるという点での一致はみられるにしても、新しい法律を制定するという方策によるため、法の形式、救済の対象、救済の内容等は、提言者によって異なっている。日本学校安全会の成立以前の運動を別とすれば、⁽⁵⁾大官市議会を先頭とした運動、日本母親大会連絡会とそこに結集している「小野

寺勇治君を守る会」や「近野光正君を守る会」を中心とした運動。⁽⁶⁾ 日本教職員組合の要求、「民主教育をすすめる国民連合」の運動、前述した日本弁護士連合会と日本教育法学会の精力的な活動が注目される。概していえば、学校災害の被災者の関係者を中心にはじめられた大衆的性格の運動であったが、近年では研究者や弁護士など法律の専門家が参画するようになってきたため、新法への歩みも徐々にではあるが具体化はじめてきたといつてよいであろう。国会の文教委員会でも話題とされており、七七年四月一三日には同委員会に「学校災害に関する小委員会」が設けられ、立法化の研究がはじめられたと伝えられている。⁽⁷⁾

いまこれらの運動の内容の詳細に立ち入る余裕はないが、一貫して学校災害に関心をもちつづけている日本教職員組合の態度と、具体的な法律案の案文についてまで研究している日本教育法学会の動きを簡単にみておく。

③日教組の要求 別の機会にふれたように、学災法という名称を使つてはいなかったが学校災害に関して無過失の補償制度要求を最初に提起したのは一九五一年の日教組第八回大会であった。これは社会党の提案「国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法律(案)」にまとめられたが成立せず、代つて日本学校安全会法となった。以後、日教組は、学校災害に関しては、日本学校安全会の掛金の設置者負担や給付の拡充、運営の民主化等、日本学校安全会法の改正要求を掲げてきたが、一九七四年度の運動方針には、「学校安全会法の改正闘争については、共济方式によらない学校災害終身国家補償をめざし、当面、日本学校安全会の掛金の減免、公費負担の増額運動をすすめる、運営の民主化、認定の基準の拡大、給付の改善をはかります」と述べている。字句が熟さない

うらみはあるが、不法行為理論による過失責任主義という現行法理論によらずに災害補償を求める学災法制定を要求することを基本として、いわば現行法理論の枠内で給付等の改善を実施しようという日本学校安全会法の改正を当面の要求として位置づけたのである。その後、字句等に修正はみられるが、考え方の基本は変つていないものとみられる。

④日本教育法学会の救済法制案 学校災害につき無過失で賠償すべきことを定める法律案に関して、具体的な条文案をも検討しているのは、かつて国会に提出された前記社会党案を別とすれば、現在のところ日本教育法学会だけのようである。社会党案は、表題から推測されるように救済の対象を義務教育諸学校の学校災害に限っている。七七年四月の日本教育法学会第七回定期総会において兼子教授によつて発表された同学会学校事故問題研究特別委員会の案は、「学校事故損害賠償法(案)」と「学校災害補償法要綱(案)」の二つから成つている。「学校事故損害賠償法(案)」(略称、学賠法)は「学校の設置者が学校事故に関して無過失責任を負うべきことを定め、もつて生徒等の損害に対する賠償を全からしめるとともに、学校事故の事後処理を適正ならしめ、ひいては学校運営の豊かな展開と施設設備の充実とに資することを目的」(第一条)としてゐる。学賠法案の全文はつぎのとおりである。

学校事故損害賠償法(案)

第一条(この法律の目的)

この法律は、学校の設置者が学校事故に関して無過失責任を負うべきことを定め、もつて生徒等の損害に対する賠償を全からしめるとともに、学校事故の事後処理を適正ならしめ、ひいては学校運営の豊かな展開と施設設備の充実とに資すること

を目的とする。

第二条(定義)

この法律において、「学校」とは、設置者のいかに問わず、学校教育法に規定するすべての学校をいい、「生徒等」とは、学校に在学するすべての学生、生徒、児童および幼児をいう。

第三条(学校設置者の無過失責任)

学校の設置者は、学校運営に伴ない、または学校の施設設備の構造もしくは機能に基づいて、生徒等が受けた損害について、これを賠償する責めに任ずる。

②前項の場合においては、当該学校の教職員個人の被害者に対する損害賠償の責任は発生しないものとする。

第四条(学校設置者および国の財政上の責務)

学校の設置者は、前条第一項に基づく損害賠償の責任を全うすることができるように、あらかじめ財源措置に務めなければならない。

②国は、学校の設置者が前項の責務を果すにあつて必要な助成を行なうものとする。

第五条(民法等の適用)

学校の設置者の損害賠償責任については、この法律および他の法律に別段の定めがあるものを除くほか、民法の規定による。

三条一項は、一条とあいまつて学校災害にたいして過失の有無を問わずに学校設置者が賠償すべきことを定め、二項は被災者から教師個人への賠償請求権を否定したものである。大官市議会や日本母親大会の要求においては、学校災害にたいする国の直接の賠償が求められているようであるが、右の案では、学校設置者負担主義を貫きながら、第四条によつて学校設置者にたいして国が助成すべきことを定めている。また、

右案では、「学校等」を学校教育法一条に掲げる学校に限定しないから専修学校・各種学校がふくまれ、また私立学校もふくまれる。ただし現在、日本学校安全会に加入している保育所はふくまれないので、これはなお研究課題として残されている。学賠法は学校災害にたいする無過失賠償責任の原則のみを定めているので、運用の細目は学災法によることになる。

学校災害補償法案（略称、学災法）は、「学校災害における生徒等の被害が教育を受ける権利を侵すものであることにかんがみ、生徒等の被害に關し安全かつ迅速な補償を行なうことを目的」（第一・目的）としており、学賠法に基づく補償の対象・方法等の細目を定めようとするものである。このように、日本教育法学会の提案は二つの法案から成っているが、兩者を併せて、従来「学災法」と呼ばれて制定が要求されてきた法制度を創出しようとするものである。このような法体系は、学会總會における兼子教授の趣旨説明によれば、学賠法はいわば大気汚染防止法にあたる無過失賠償法で、その賠償実施のためには自賠責保険のような強制保険制度も考えられないわけではないが、学校教育の本旨からして、保険制度によることなく直接に学災法で補償しようとするもので、今日考えられる最善の体系を創出することを企図したとされている。もちろん、大宮市議会を中心とした運動、かつての社会党案、日教組の運動方針案等各方面から提起されている要求と矛盾するものではなく、むしろこれらにみられる要求を含み込むことを可能にしていると考えられる。

学校災害補償法制が要求される背景と、要求している運動の概略をのべた。問題点が次第に鮮明になりつつあることは確かであるが、いまのところ、政府・文

部省の腰は重く、学災法制定への意欲はまだみられないように思われる。過失や瑕疵という不法行為が他人に損害を与えたときにのみ賠償するという不法行為論に基づく過失責任主義が立ちはだかつているからであるが、同時に、学災法の制定を要求する運動が、この不法行為論を乗り越えることができるほどじゅうぶんにはひろがっていないという事実を見逃すことはできない。

廢疾とか死亡というような学校事故は、いったん起ればまことに重大な事態であるが、学校教育全体としてみれば滅多に起るものではない。このため、救済制度要求は、どうしてもそれを切実に感じとっている当の被災者とその関係者中心にすすめられることになりがちで、弁護士や一部の研究者にまで問題關心の環が拡がりつつあるとはいえず、圧倒的な数の父母や教師を包み込むにはいたっていないのである。この場合、重大事故が身近で起らない限り問題に気づきにくい父母は別としても、学校事故がある意味では日常的に起っていることをもつとも承知する立場にある学校の教師の、この要求運動への關心の低さは早急に克服される必要があるように思われる。

いうまでもなく、いったん重大な学校事故が起った場合に最も困難な立場に立たされるのは、当の被災者を別とすれば、指導に直接に關係した教職員である。教職員は救急に万全を期すべきことはもちろんであるが、事後において被災者にたいしては当然のこと、その他、同種事故の再発防止のためにも事故の真実を明らかにする社会的責務を負っていてもいる。ところが一般には、過失責任の問題が重くのしかかっているために、とかく事件を關係者内にとどめ、真実を究明することにちゅうちよしがちであるように見うけられる。このような弊害をとり除くためにも、その障害となつ

ている過失責任主義から解放された学災法制定要求のために、教職員が父母と力をあわせて努力することが求められているように思われてならないのである。

- (1) 各種の見舞金支給制度については、前掲の『子どもの学校災害とその救済』一九九二一ページ参照。
- (2) 兼子に「職後教育判例の概観—教育法学の見地から—」別冊ジュリスト・教育判例百選一九七三年、一二一ページ。
- (3) 杉村克彦「学校管理者賠償責任とその展望」『季刊教育法』二〇号、一九七六年。一九七七年三月二日の衆議院文教委員会において、安養寺政府委員は、管理者の賠償責任の保険制度には、全国町村会、全国市長会、それに都道府県長の三つがあり、いずれも一九七五年度以降にできたもので、市町村ではほぼ七〇％程度が加入している、と答弁している。『第八十回国会衆議院文教委員会議録』第三号、一九七七年三月二日、一一一ページ。これは公立学校についてのもので、ほかに、全国学校法人幼稚園連合会のもの（一九七二年九月から）と日本私立幼稚園連合会のもの（一九七六年四月から）とがある。
- (4) 日本共産党が一九七六年に発表した「日本共産党の政策詳細」において「大幅な国庫補助で学校安全会の災害共済給付の額を引き上げ、わくをひろげるなど児童・生徒の学校災害に対する救済を被災にみあったものにあためる」とのべているのが一例。『前掲』第三九一—三九二頁、一九七六年二月、一七二—一七三ページ。なお、この問題についての同党の關心については、前掲『議会と自治体』一九七〇年一〇月号を参照。
- (5) 日本学校安全会法の成立前史については、さしあたり、日本学校安全会「十年のあゆみ」一九七一年、同会、拙稿「授業における生徒の災害と災害保険」『教育』一九七七年二月号などを参照。
- (6) 前掲『子どもの学校災害とその救済』二三三—二三四ページ以下。
- (7) たとえば『討議資料・77民主教育をすすめる国民大集会』一九七七年三月、七—八ページを参照。
- (8) 一九七七年四月七日には、日本母親大会連絡会のきも入りで、参院議員会館において「学校災害から子どもを守る第二回中央集会」が開かれ、学災法制定を要望している各団体関係者をはじめ一堂に会して問題点を討議した。『赤旗』一九七七年四月八日付参照。
- (9) 『朝日新聞』一九七七年四月二八日付。